

## 第23回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和4年5月6日 午後3時～午後3時30分

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（14人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（2人）

	8番	武士千雅子
	13番	横堀 徳壽

5、議事日程

議案第1号 農地法第5条計画変更申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○「玉村カレーの日（玉村カレーを味わう会）」について

○玉ねぎの収穫とジャガイモの収穫について

○農業委員報酬の支払いについて

○その他

## 7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 村田 顕

## 8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第23回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

<会長挨拶>

事務局長：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は14名ですので、総会は設立しております。  
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、  
今回は16番 吉田 委員 1番 塚越 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議長：それでは、4番 議事に入ります。  
議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号1について  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について詳細説明】

議長：それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、  
農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

部会長：農振部会としては「許可相当」と判断いたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長：全員賛成ということで、

受付番号1は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について詳細説明】

議長：それでは議案第2号について質疑及び審議に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。  
議案第2号について承認とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長：全員賛成、ということで、

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画」を農業委員会として承認したこととします。

以上で、次第4の議事については、終了といたします。

議長：続いて、次第5 報告事項 に入ります。  
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告】  
【報告事項第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について報告】  
【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告】

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5 報告については、終了といたします。

続いて、次第6 その他 に入ります。  
事務局より説明をお願いします。

事務局：その他  
【「玉村カレーの日（玉村カレーを味わう会）」について説明】  
【玉ねぎの収穫とジャガイモの収穫について説明】  
【農業委員報酬の支払いについて説明】

議長：その他、委員の方から何かありますか。

(意見なし)

以上で、本日の議題は全て終了いたします。

事務局長：以上で閉会といたします。お疲れ様でした。

午後3時30分閉会